別表第三

事項	内容
六　市町村障害福祉計画等の期間	市町村障害福祉計画等の期間を定めること。
七　市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。
一　都道府県障害福祉計画等の基本的理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二　区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
三　提供体制の確保に係る目標	
(一)　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等、この基本指針に即して、地域の実情に応じた成果目標を設定すること。 特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して次に掲げる事項について、障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。 ①　就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行 ②　障害者に対する職業訓練の受講 ③　福祉施設から公共職業安定所への誘導 ④　福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導 ⑤　公共職業安定所における福祉施設利用者の支援 障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。
(二)　障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	
四　支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	
(一)　各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①　市町村障害福祉計画を基礎として、④の平成三十二年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、平成三十二年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。

	②　指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。
	③　市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。
	④　別表第四の三の項に掲げる式により算定した、平成三十二年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。
(二)　各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①　市町村障害児福祉計画を基礎として、平成三十二年度までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。
	②　指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。
五　圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策	①　障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。 ②　訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。 ③　①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。
六　各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	平成三十二年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。
七　都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 ①　実施する事業の内容 ②　各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③　各事業の見込量の確保のための方策 ④　その他実施に必要な事項
八　指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。